

## 地域再生計画

### 1. 地域再生計画の名称

「きみの背中をまちが支える」若者の就職を地域で後押しするまち・いせ

### 2. 地域再生計画の作成主体の名称

三重県伊勢市

### 3. 地域再生計画の区域

伊勢市の全域

### 4. 地域再生計画の目標

伊勢市は、三重県の東南部に位置し、人口133,535人（平成19年4月1日現在）、面積208.53平方キロメートルで、伊勢志摩国立公園の玄関口にあたり、年間約840万人が、古くから「お伊勢さん」として広く親しまれる伊勢神宮や二見浦等を観光目的で訪れるなど、観光産業を中心に発展してきた。

そうした中、雇用情勢全体としては、伊勢公共職業安定所管内の有効求人倍率は1.18倍（平成19年3月現在）と堅調な推移を示しているものの、若年者に関しては、35歳未満の常用または常用的パートの有効求人数1,776人に対して有効求職者数が1,529人に留まる（平成19年4月）など、求人と求職のミスマッチの問題が生じている。

求人があるにも関わらず求職者が集まらないというこの問題には、正規求人の減に伴う非正社員化など、雇用する側にも要因がある一方で、働く側の要因として、働くことに対する意識・意欲の低下により、そもそも就職をしようとならない者が存在することなどが大きく影響していると考えられる。

若者が就職しようとならない、ということは、まさにまちの活力が失われているということであり、その表れのひとつとして、市内の商店街においては経営者の高齢化に伴い後継者が不足するなど深刻な問題も生じており、その解消は、本市が若者の活力にあふれるまちとして再生を果たすために解決しなければならない喫緊の課題であるといえる。

内閣府の「青少年の就労に関する研究調査（平成17年7月）」によると、15歳から34歳までの人口の比率をもとにした試算では、本市には650名程度、若年無業者が存在していると考えられる。しかしながら、本市が若年無業者等を支援する目的で三重県と連携して実施している就職個別相談の利用者は、平成18年度で50名に留まっており、決して有効的に活用されている状況にあるとはいえない。

その理由のひとつとして、個別相談に至る前の段階、いわゆる「ひきこもり」などの状態にある若者をはじめとする潜在的なニート問題が非常に大きな要因をしましていると考えられる。

このように、当市は若年無業者の問題を抱えており、その課題を解決するために、

#### 若年無業者の実態把握

#### 若年無業者を就職へと導く地域のネットワーク作り

#### 地域若者サポートステーションを中心とした若年無業者への個別かつ継続的な支援

を通じ、民と官、そして地域で活動する様々な人々の連携を図りながら、若者の就職を地域で後押しすることにより、働くことへの意欲を取り戻し元気に働く若者にあふれ、その若い活力に満ちたまちとして再生を果たすことを目指す。

【目標 1】地域に存在する若年無業者等からの、就職や社会への適応に関する相談率 50%以上を目指す。

【目標 2】若年無業者等に対して多方面から支援を行う「伊勢地域若者自立支援ネットワーク」を構築するため、その構成団体として伊勢公共職業安定所をはじめとする行政機関、NPO・自治会・社会福祉協議会・地元企業等、50団体の参加を目指す。

【目標 3】伊勢地域若者自立支援ネットワークを通じた支援を実施し、支援を受けた相談者のうち 50名の就職実現を目指す。

### 5. 目標を達成するために行う事業

#### 5-1 全体の概要

市に相談窓口を設置し、地域の若者或いはその保護者からの就職に関する相談を広く受け付け、若年無業者等の実態把握を行う。（伊勢地域若者就職相談事業）

また同時に、市担当者が直接訪問等を行い、伊勢地域で活動する様々な団体・企業等に、若年無業者等に対して多方面から支援を行う「伊勢地域若者自立支援ネットワーク」の趣旨を説明することでネットワークへの加入を呼びかける。（伊勢地域若者自立支援ネットワーク構築事業）

そして、その中心的な役割を担う存在として「いせ若者サポートステーション（仮称）」を位置づけ、ステーションはネットワークを活用しながら、若年無業者それぞれの事情に応じた適切な支援を継続的に実施する。（地域若者サポートステーション事業）

さらに、市として三重県と連携して実施している若年求職者等に対する就職個別相談を継続して実施し、新たにできるネットワークに組み込むことにより、就職に対する意欲をもつに至った若年無業者からの個別相談に応じると共に、必要に応じて伊勢公共職業安定所との連携を図るなど、既存のネットワークを活かした支援を実施する。（若年求職者等支援事業）

以上のような一連の事業により、地域の若年無業者に継続的かつ個別的な支援を実施することで、若年者雇用の活性化を促進し、地域の力を結集した成果として、元気に働く若者であふれ、その若い活力に満ちたまちとして再生を果たすことを目指す。

## 5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当無し

## 5-3 その他の事業

### 5-3-1 地域若者サポートステーション事業（B0904）

当市が伊勢公共職業安定所をはじめとする行政機関及びNPOを含めた雇用、教育、福祉等の関係機関によるネットワークを構築する中で、若年無業者に対する積極的な働きかけが期待できるなど、支援活動の中心となりうるNPO法人等を公募にて推薦団体として選定する。

推薦を受けた団体は、「いせ若者サポートステーション（仮称）」を立上げ、当市の構築する「伊勢地域若者自立支援ネットワーク」の中心となり、市広報紙、ケーブルテレビの行政チャンネル等を活用した広報に加え、母体であるNPO法人等の発刊する機関誌・イベント毎のポスター・チラシ等の活用、登録団体へのメール配信等、多様な手段を利用して、若年無業者への支援の取組みに関して広域的な周知を図る。

また、支援対象者となる地域の若者やその保護者を対象に、ワークショップや集団カウンセリングを含む職業的自立へ向けた多彩なセミナー・講演会を開催するほか、ネットワークを構成する関係機関が支援対象者と接触した場合に適切な相談先として他の機関に紹介するシステムづくりや、ケース検討等に取り組むことにより、「支援対象者が円滑に支援を受けられる環境作り」を実施する。

取組みの中では個別対応を重視し、支援対象者の状況にあわせた相談業務を実施しつつ、支援対象者のレベルに応じ、実施団体の活動を通じての

イベント企画や簡単な事務作業をはじめ、地域イベントへのボランティアによる参画、有償による参画、さらには企業での短期間の就業体験などを通じたジョブトレーニングや、作業所の見学や体験を実施し、「支援対象者の働く意識の醸成」を目指す。

さらに、実施団体が中心となって、支援対象者と同年代の若者或いはシニア等、地域の中で活動する方々とのコミュニケーションを図ることにより、「支援対象者が社会の輪に加わるきっかけ作り」を実施する。

こうした一連の取り組みを「いせ若者サポートステーション（仮称）」が実施することにより、支援対象者に対し、当市の構築する伊勢地域若者自立支援ネットワークを積極的に活用した支援を、個別に、かつ継続的に実施し、若年無業者等の職業的な自立を促進する。

### 5-3-2 独自の取り組み

#### (1) 伊勢地域若者就職相談事業

市に包括的な相談窓口を設置し、就職に関して様々な悩みを抱える地域の若者、或いはその保護者からの相談を広く受け付けるとともに、若年者の就職実現に向けた地域一丸となった支援体制とその制度の広報に努める。

相談窓口においては、来所または電話、あるいはFAXや電子メール等により相談を受け付け、支援対象者の把握を行う。その中で、支援対象者本人から相談が寄せられることが最も望ましいが、個別に様々な事情も勘案されるため、特に保護者など、若年無業者の近親者等に広報紙やケーブルテレビの行政チャンネルや文字放送、あるいは市ホームページなどを通じて積極的にアプローチするなど、当市の取り組みの周知を図りながら、若年無業者の問題について相談しやすい雰囲気醸成することにより、相談件数の増加を図る。

こういった取り組みを通じて、これまで潜在的に存在してきたと考えられる若年無業者問題の実態を明らかにするとともに、支援を必要としている対象者を把握し、問題解決への最初の糸口として機能することを目指し、相談者が「いせ若者サポートステーション（仮称）」による個別・継続的支援を円滑に受けられるよう、調整を行っていく。

#### (2) 伊勢地域若者自立支援ネットワーク構築事業

多様な支援を必要としている対象者に対し、その個別の事情に応じた適切な支援を実施するとともに、一度の支援に留まらず継続的な支援を実施するためには、地域で活動する様々な団体・企業によるネットワークを構築し、それぞれの団体が提供可能な支援を個別に、かつ順次提供するという、地域が一丸となった取り組みが必要となる。

そのため、伊勢公共職業安定所をはじめとする行政機関及びNPOを含めた雇用、教育、福祉等の関係機関や伊勢地域で活動する様々な団体・企業等に対し、市担当者による直接訪問等により趣旨の説明を行うことで加入を呼びかけ、若年無業者等に対して多方面から個別にかつ継続的に支援を行う伊勢地域若者自立支援ネットワークを構築する。

ネットワーク構築後は、ネットワークを構成する関係各機関においても、新たな支援対象者との接触は起こりうると想定されることから、そういった場合に、個人情報保護に配慮しながら、支援対象者の情報を「いせ若者サポートステーション（仮称）」において集約する体制の整備を進めるなど、ネットワークを活かしつつ、支援対象者の把握を目指す。

また、「いせ若者サポートステーション（仮称）」を中心に、精神疾患を持っていた場合、自閉の問題がある場合、知的な問題がある場合、健康ではあるがパーソナリティーに問題がある場合、社会的スキルの不足、一過性の自信喪失など、支援対象者それぞれが抱える問題を把握し、対象者と継続して関係を持ちながら、ネットワーク内の他の機関に対して紹介を行うなど、支援対象者が多方面から多様な支援を継続的に受けられるよう、ネットワークを活用しながら支援に取り組む。

### (3) 若年求職者等支援事業

三重県と共同で、就職する意思を持ちながらも様々な問題を抱え、実際に就職することができていない学卒未就職者や、就業と失業を繰り返している者、またはその保護者などの若年求職者等に対して、就職に関する各種の情報提供並びに「ビジネスマナーの啓発」や「面接のスキルアップ」等の講習会を実施する。

また、公共職業安定所の手の届かない詳細な相談として、相談者個人個人の持つ資格やスキル、また就職に関する希望の聞き取りを通じたカウンセリングを交えた「就職個別相談」を、市の勤労者福祉施設である「サンライフ伊勢」に専門のカウンセラーを配置し、定期的実施する。

こういった支援を、いせ若者サポートステーション（仮称）を中心とする様々な支援を受ける中で就職の意思をもち、具体的な就職相談を必要とする段階に達した若年無業者に実施するとともに、必要に応じて伊勢公共職業安定所と連携を図りながら、就職の実現を目指す。

## 6. 計画期間

認定の日から平成23年3月末まで

## 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

伊勢市において、4.に示す数値目標に照らし、目標の達成率並びに進捗状況を平成21年5月に中間評価するとともに、必要に応じて事業内容の見直しを図る。

また、計画終了後には最終的な評価をするとともに、その内容を公表する。

8. 地域再生計画の実施に際し当該地方公共団体が必要と認める事項  
該当なし